

包括同意とは

本文書は、当院における診療を安全かつ円滑に行うため、包括的に同意をいただく事項を示すものです。

患者さんに診療行為を行うに当たっては説明と同意が必要です。当院では患者さんに書面で個別の説明をし、同意をいただく個別同意（同意書あり）と口頭で説明し同意をいただく包括同意（同意書なし）に分けて、対応させていただいております。

口頭で同意をいただく包括同意（同意書なし）の対象は医師が立ち会う必要がないと判断される診療項目や、医師が実施する場合でも個別同意（同意書あり）を必要としない患者さんの心身にご負担の少ない診療項目となります。包括同意は当院受診時にまとめてご了解いただく同意方式であり、同意いただく場合は特に手続きはありません。同意できない場合にのみスタッフにお申し出ください。

つきましては、下記の診療行為に関して、ご理解のうえ、包括同意をしていただきますようお願いいたします。包括同意は当院の診療に必要な手続きですが、同意されない場合でも患者さまが不利益を被ることはありません。

ご不明点がございましたら、担当医師・看護師・あるいは患者相談窓口まで遠慮なくお申し出ください。

1. 一般項目

問診、視診、理学的診察、内診、体温測定、身長測定、体重測定、血圧測定、リハビリテーション、栄養状態の評価、栄養指導、食事の決定、カメラ等による患部撮影、検査・処置・治療等の動画撮影

2. 検査・モニタリング（連続測定・観察）

血液学検査（血液等の採取）、尿・糞便検査、蓄尿、痰や体液の微生物学的検査、病理検査、細胞診検査、心電図検査、脈波検査、肺機能検査、脳波検査、超音波検査、呼吸検査（呼気ガス分析）、筋電図、X線一般撮影、X線透視撮影、造影剤を用いないCT検査、心理検査、心電図・経皮的酸素飽和度・動脈圧・呼吸換気・BISモニター（脳波をもとに麻酔薬の効果を推定するモニター）・筋弛緩モニター等のモニタリング、神経伝導速度検査、モニター（BISモニター：脳波をもとに麻酔薬の効果を推定するモニター、筋弛緩モニター等）、神経モニタリング（運動誘発電位、感覚誘発電位、聴性脳幹反応、視覚誘発電位、顔面神経モニタリング、下位脳神経モニタリング等）、皮内反応検査（パッチテスト、スクラッチテスト、皮内反応、ツベルクリン反応、最小紅斑量測定）、診察室や処置室で行う内視鏡検査（鼻咽腔ファイバースコープ、喉頭ファイバースコープ、硬性鏡検査）、肛門鏡検査、子宮鏡検査、体内埋め込み型デバイスの確認・点検、集中治療室、手術室及び、血管造影室での撮影モニタリング、手術・透析・血管造影等を行う場合の感染症免疫学的検査（梅毒、B型肝炎、C型肝炎、針刺し事故などの体液曝露があった場合のHIV抗体などの有無を判定す

る検査、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染の有無を判定する血液検査、ウイルス検査など)

3. 処置

末梢静脈内留置針挿入・留置、持続皮下留置針挿入・留置、末梢動脈内留置針挿入・留置、ミッドラインカテーテル挿入・留置、酸素投与、創部処置、創傷処置、抜糸、抜鉤、皮膚切開（排膿）術、簡単なデブリードマン・局所陰圧閉鎖療法、鋼線等による直達牽引、介達牽引、関節処置（関節穿刺等）、脱臼整復術、非観血的整復固定、フットケア、ギプス装着・取り外し、湿布処置、消炎処置、弾性ストッキング着用、下肢への間欠的空気圧迫ポンプ装着、トリガーポイント疼痛治療、神経ブロック（低侵襲で日常診療として行われるものに限る。侵襲が高度なものについては別途、説明・同意を行う）、痰などの吸引、ネブライザー処置、経鼻胃管カテーテル挿入・留置、チューブやドレーン類の固定、ドレーン抜去、膀胱カテーテル挿入・留置、う歯（虫歯）・歯周病・義歯の検査と治療、口腔ケア、鼻出血止血処置、鼓膜切開、鼓膜チューブ挿入、鼻腔・外耳道・咽頭異物除去、扁桃周囲膿瘍切開・穿刺、涙管洗浄、浣腸、洗腸、痔核嵌頓整復、痔核切除・結紮、直腸ブジー、肛門周囲膿瘍切開・穿刺、非還納性ヘルニア徒手整復、眼科各種処置、ペッサリー、子宮内避妊具挿入、新生児の臍処置、新生児仮死に対する低体温療法、冷・温罨法、爪切り、点眼処置など

4. 薬の投与

薬剤処方、通常の投薬（経口投与以外の侵襲的でない投与方法も含む）、注射（皮下注、筋肉内注射、静注、持続点滴）、一般的診療に伴う局所麻酔、院内製剤（市販薬では対応できない患者さんに対して、薬剤師が病院内で独自に調製する医薬品。ただし、人体への侵襲性が高いクラスⅠの院内製剤は除く）の使用

5. 服薬内容の伝達

普段、服薬している薬の種類によっては、一時的に服用を中止しなければ手術・処置ができないことがあります。従って、出血を伴う可能性がある手術や処置が予定された場合には、服用している薬剤の詳細について、『お薬手帳』等により、スタッフまでお知らせください。服薬内容についてのお申し出がなく、手術、処置が中止となりますと、余分な入院費等の費用が患者さんの負担になる場合があります。

（具体的には・・・）手術のため入院したが、お申し出なく服用されていた薬剤が、出血を助長する可能性があるものであり、手術前に中止（休薬）する必要があった。休薬しなければ手術が出来ないため、手術は延期となり、一旦退院となった。このような場合の入院費用、給食費用等は患者さんにご負担いただきます。

6. チーム医療

当院では、診療科以外に患者さんのケアを充実させるため、院内全体の共通する事柄を横断的にケアすることを推し進めるべく、栄養、褥瘡（床ずれ）・創傷、疼痛緩和、呼吸、入院生活にかかわるケアを担当するケア対策チームを設置して活動しております。そのほか、院長直属のチームとして感染対策、院内救急に従事するチームも活動しています。必要に応じて多職種チームが診療に参加することがあります。

7. 看護師の特定行為について

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う診療の補助行為であり、厚生労働省が定める 21 区分 38 行為(人工呼吸器管理・創傷管理・動脈採血等)のことです。当院には、この特定行為を行う以下の看護師がいます。

- (1) 診療看護師（大学院修士課程での医学の知識と初期医療に関する実践を修了した看護師）

実施内容 ①手順書による医師の包括的指示の下で、行う特定行為
②医師からの『直接指示』により実施する相対的医療行為

- (2) 特定認定看護師(特定行為研修を取得した認定看護師)及び特定行為看護師(厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」を研修終了した看護師)

実施内容 ①医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」

専門的な知識・技術を受けた看護師が、医療チームの一員として、患者さんの病状をタイムリーにとらえ、医師の指示に基づいた手順に沿って安全に配慮しながら行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

8. 学生、研修生、初期臨床研修医について

当院は厚生労働省が定める基準を満たした臨床研修指定病院です。初期臨床研修医（医師）が適切な指導のもと診療行為に関わっております。また、看護、薬学、栄養、リハビリ専門職、臨床検査、放射線検査、救急救命等の医療に関わる多職種の実習病院でもあるため、学生や研修生等が厳重な監督の下に、見学・実習・研修に参加する場合がございます。その際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

9. 宗教と文化

当院では患者さんの宗教や文化に対し配慮をしておりますが、診療にあたる医療者の性別や宗教食について、希望に沿えない場合もあります。

10. プライバシー

カメラ、スマートフォン、ビデオ、IC レコーダー等による病院内での撮影・録音は、他の方のプライバシーを侵害するおそれがありますので、原則、禁止とさせていただきます。医師からの病状説明を無断録音することは禁止しておりますが、医師から許可を得て録音した場合でもそれを第三者への共有や各種メディア、SNS などへ投稿することは禁止しております。

11. 迷惑行為による診察のお断り

当院では、患者さん及びそのご家族より迷惑行為があった場合には、診察をお断りする場合があります。患者さんの安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

また、職員に対する暴言・暴力、痴漢行為、セクシャルハラスメント等があった場合には、警察等への通報を行いますので、ご承知おきください。

2026年5月
病院長